
寺院儀礼における中臣祓

——東大寺修二会「大中臣祓」の解釈と典拠——

大 東 敬 明

〈國學院大學大学院〉

はじめに

祓は、心身についた罪や穢れを除去するために行われる儀礼である。祓の際にとなえられる大祓詞や中臣祓は、神祇にはたらきかけることによって清浄をもたらす詞として、神道においては『日本書紀』などの古典とならんで重視された。そのため、古代から現代に至るまで様々な儀礼や解釈が行われ、目的や用い方に応じて多様な展開をしめす。特に中臣祓は、最も広く流布した神祇に関わるテキストであると言えるのではあるまいか。このことから、大祓詞・中臣祓に関わる儀礼テキストや注釈は「神道というテキスト世界」のうちで、重要な位置を占めるものであろう。このうちの一書である『中臣祓訓解』は、中臣祓の清浄をもたらす効験を密教思想に基づいて解釈するものである。また「通海參詣記」においては、末代にあっても中臣祓は罪咎を減することを主張する。このような解釈・説明が施された背景には、阿部泰郎氏が「清浄」をめぐる神道書の成立には、「実際の礼懺作法やその場が深く関わっていたであろう」[阿部泰郎, 2004a, 98頁]と指摘するように、寺院及び仏教儀礼をはじめとする様々な宗教儀礼における祓作法で、中臣祓が多く用いられ、必要とされたことがあると考えられる。

現在、寺院儀礼において中臣祓が行われる例としては、東大寺修二会「大中臣祓」(以下、【大中臣祓】)が知られており、法会研究のみでなく、神道学的にも興味深い儀礼である。

東大寺修二会は、様々な儀礼の要素を取り込み、それらを複合して一つの儀礼とする性格があることが先行研究によって指摘されている[佐藤道子, 2002c, 571頁]。この複合は、法会を確実に成就させるために、諸儀礼を取り込んだ結果であろう。同様の性格は、【大中臣祓】にも見出すことができる。

そこで、本稿では【大中臣祓】の所作を解釈し、詞章等の典拠を探ることで、【大中臣祓】の機能や、東大寺修二会中における位置を考える。これによって、寺院儀礼及び日本における宗教テキストのうちでの祓に関わるテキストの位置を確認してみたい。

なお、詞章の分析に際しては、東大寺図書館所蔵『二月堂咒師祓』(慶長十年(1605)書写)を用いる。

1 【大中臣祓】が形成されるまでの大祓詞・中臣祓の展開

まず先行研究¹に基づいて、大祓詞・中臣祓の展開を述べる。

大祓詞は、6月・12月の晦日に行われた大祓の際にとなえられた祝詞で、平安時代中期に編纂された『延喜式』に「六月晦大祓 十二月准¹此」として収録されている。大祓は国家的な儀礼として定期的には6月・

1 本稿では、宮地直一[宮地直一, 1933・1934]、岡田米夫[岡田米夫, 1962]、西田長男[西田長男, 1977]、岡田莊司[岡田莊司, 1985a・b・1989]、渡部真弓[渡部真弓, 1991]等諸氏の研究を参照した。

12月の晦日に行われたほか、大嘗祭の前や災害・疫病が起こったときなどには臨時に行われた。中臣祓は、これを個人的な祈祷でも用いるために、宣り聞かせる形式から神々へ奏上する形式に改めるなどの改変を加えたものと考えられており、10世紀には成立していたと推定されている。中臣祓の名称は、大祓の際に大祓詞を読み上げた中臣氏の名に由来し、その詞章は、12世紀初頭に成立した『朝野群載』巻六、神祇官の項に「中臣祭文」と題してみえるのが最も古いものである。

中臣祓は、神祇官において天皇の御禊の祓として用いられ、のちには諸国の国衙や神社に伝播していったと考えられている。このうち、春日社では12世紀には春日祭などにおいて、中臣祓が行われていたことが、最近の研究で明らかになっている [松村和歌子, 2008]。松村和歌子氏も指摘される場所であるが、今後は、神社史料を用いて諸社における祓の実態を明らかにしてゆく必要がある。

この神祇官内で成立した中臣祓を、平安時代後期には、個人的な祈祷を行っていた陰陽師達が、受容していたことが確認されている。『紫式部日記』の中宮御産の条（寛弘五年(1008)九月十日）には、

陰陽師とて世にあるかぎり召しあつめて、八百万の神も耳ふりたてぬはあらじと見え聞こゆ。

[『紫式部日記』258頁]

とあり、「八百万の神も耳ふりたてぬはあらじ」という中臣祓の結句（「祓戸乃八百万乃御神達ハ佐乎志加乃御耳ヲ振立天間食セト申」『朝野群載』「中臣祭文」[『朝野群載』137頁]）を想像させる詞章を陰陽師が用いていることがみえる。ここでは、安産に害をなす魔を祓うために用いられているのであろう²。さらに陰陽師の影響で、僧侶も中臣祓を伴う儀礼を行うようになったと考えられている。僧侶が中臣祓を受容したことを示す儀礼テキストとしては、石山寺淳祐が撰述した『要尊道場観』下の「供土公法」が早い例として知られている。この他、僧侶が行った中臣祓を用いた儀礼としては六字河臨法が著名である。思想的展開としては、平安時代末期頃には、僧侶による注釈書である『中臣祓訓解』の主要な部分が成立したと推定されている。これらの影響によって伊勢祠官の間で鎌倉時代初頭までには、独自の祓の作法が形成され、鎌倉時代後期頃から、祓は秘伝・口伝化されていった（以下、「伊勢流」）。室町時代中期に吉田兼俱が体系化した吉田神道でも中臣祓は重視され、特色ある儀礼や注釈・研究が行われた（以下、「吉田流」）。その作法は、吉田神道の広まりとともに流布していった。

2 東大寺修二会について

東大寺修二会³は、東大寺二月堂において毎年3月1日から15日にかけて本行が行われ、「お水取り」の通称で親しまれている。同法会は、天平勝宝四年(752)にはじめられ、十一面観音の前に懺悔すること（悔過）で、天下泰平・五穀豊穰・万民快樂を祈願するものである。出仕する僧侶は、練行衆とよばれ、練行衆に戒を授ける和上、法会全体の責任者である大導師、密教や神道に関連する諸作法を行って法会に害をなす存在を払い、会場を結界する咒師⁴、法会の進行等の責任者である堂司、の四職（4名）と平衆7名の計11名より構成される。

練行衆は、行中、穢れを忌み、心身を清浄に保つことが求められる。そのため、本行の前には別火行があり、精進潔斎の生活が行われる。また、本行に入る前には本稿で考察対象とする【大中臣祓】が咒師によって行われ、日々、二月堂に上堂する前や、入浴の後などには小さな幣をふって「中臣祓」（以下、【中臣祓】）

2 御産の際には、五大明王法などによって出産を妨げる物の怪の調伏が行われるのが普通であった [速水侑, 1987, 101頁]。

3 東大寺修二会については、守屋弘斎・佐藤道子ほか「二月堂修二会行事次第」[守屋弘斎・佐藤道子ほか, 1996]、佐藤道子『東大寺修二会の構成と所作』上・中・下・別巻 [佐藤道子, 1975・1977・1980・1982]、「東大寺二月堂修二会行事次第」[「東大寺二月堂修二会行事次第」, 1979]、平岡定海『東大寺辞典』[平岡定海, 1980]、北河原公海『東大寺二月堂 お水取行法記』[北河原公海, 1964]等を参照した。なお、東大寺修二会の全体を宗教テキストとしてとらえた論文としては、阿部泰郎氏の「お水取り」のテキスト科学的考察試論—東大寺二月堂修二会のテキスト宇宙 [阿部泰郎, 2004b]がある。

4 咒師については後に詳述する。また、本稿において、咒師は“法咒師”の意味で用いる。

が行われる。この他、法会に害をなす魔や穢れが会場に入りこむことを避けるために、二月堂に到る参道には注連縄が張られ、練行衆の自坊には輪注連が掛けられる。松尾恒一氏は、これらすべては「源流・成立を異にしながらも、結界・潔斎という共通の目的・機能に収斂してゆくものである」[松尾恒一、1998、70頁]としている。

ところで、南都における寺院儀礼で中臣祓が用いられる例としては、興福寺・薬師寺で行われる慈恩会堅義加行⁵のものも注目される [松尾恒一、1996、20～23頁・1999・2000]。これも、穢れを除去するために用いられており、五帝龍王を勧請した後に、中臣祓を省略した略祓が身の回りの世話をする童子によってよまれる。この祓は、結句に「穢^ヒ申^シ清^メ申^ス」[『加行之事』274頁]とあって儀礼執行者自身の力で祓う形式（自力祓）であることから、それを用いた陰陽師と僧侶との交流の中で撰取されたものと考えているが、さらなる検討が必要であろう。また、薬師寺修二会（花会式）期間中、出仕する僧侶が籠もる地藏院には、清浄であることを示す立砂がつくられる。

東大寺修二会において【大中臣祓】が行われる理由について、悔過における懺悔と重ね合わせて論じられることもあるが、これらを考慮に入れるならば、〈聖なるもの〉に接する前、およびその儀礼においては心身を清浄とすることが求められ、そのために清浄をもたらす詞である中臣祓が必要とされたと考えられる。

3 東大寺図書館所蔵『二月堂咒師祓』本文とその書写背景

まず、本稿で考察対象とする東大寺図書館所蔵『二月堂咒師祓』の本文を挙げ、次いでその書写背景について述べる。

(1) 本文

[本文] 東大寺図書館所蔵『二月堂咒師祓』

二月堂咒師祓 ^{新咒師}賢性法師

正月晦日 ^{西刻}諸衆集會于細殿

皆參之後、咒師座上下之人為礼節、出食堂乾角／柱西^ニ向南^ニ蹲踞^ス、

①

先護身法 ^{如常} 次〔梵字・ラン〕字觀【〔梵字・ラン〕字三反誦之 金剛合掌】

次淨地 ^{同金剛合掌} アラジユハギヤタクサラハタラマク

次如来拳印 唵ホツケン 【左膝 壇地 右膝 心額 喉 頂】七処加持

次大鈎召 ナウマクサンママタホタナムアクサラハタラハラチ／カデイタ、キヤタウクシヤホウチシヤ
リヤハリホラ／キヤソハカ ^{コレヨリ三反}エイケイキジヤクウンハンコク

② A 次返袈裟威儀、取出於所懷中之祭文可誦之

以三下再拜之時穢之

B 大中臣祭文 C 不可向方

正 東 二 南 三 北 四 五 南 六 北 七 南 八 九 北 十 十一 西 十二 西

③

D 謹請東方甲乙青帝龍王、謹請南方丙丁赤帝龍王、謹請西方庚辛白帝龍王、謹請北方壬癸黒帝龍王、
謹請中央戊己黃帝龍王

謹請天地日月五星三台玉女神、謹請大梵天王帝釈天衆十二神、廿八宿神卅六祇神王神

5 薬師寺の法会と神祇との関わりや、花会式の咒師作法については、國學院大學大学院文学研究科神道学専攻・有働智英氏にご教示を頂いた。

散供再拜

④

彌勒菩薩 觀音 阿彌陀 大勢至菩薩 摩利支天 栴檀香仏 釈迦 文殊
 テウメイ カケ ジュケ ソク
 謹請正月微明、二月河魁、三月從魁、四月伝送、五月小吉、六月勝先、七月大一、八月天罡、九月
 業師 普賢 地藏 妙見菩薩
 シン コウソウ ク
 太衝、十月功曹、十一月大吉、十二月神后

散供再拜

⑤

維当年次【年月日】^{ハライトノヤヲヨロツノカンダチノ ヒロマヘニ} 祓所八百万神達^ノ乃^ノ広前^ノ練行諸衆^ノ恐^ノ美^ノ恐^ノ美^ノ毛^ノ申^ノ佐久、於^ノ東大寺上院二月堂^ニ二
 七箇^ノ日夜之間^ノ為^レ修^レ六時行業^ニ、雖^レ致^レ精^ニ進^ニ誠^ニ自^レ從^レ類^ニ付^レ眷^ニ属^ニ不信^ニ懈^ニ怠^ニ乃^レ輩^ノ相^ニ交^ニ良^ニ牟^ニ、依^レ
^{ヲソレミヒ} 恐^ノ思^レ給^レ仁^ニ大^ノ中^ノ臣^ノ祭^レ文^ニ祓^レ申^レ状^ニ乎^ニ平^ニ久^ニ安^ニ久^ニ聞^レ食^レ申^レ 再拜

⑥

高^{タカ}天^ノ原^ノ仁^ニ神^ノ留^レ座^ニ須^レ皇^ノ親^ノ神^ノ漏^レ岐^ノ神^ノ漏^レ美^ノ乃^レ御^レ命^ニ以^テ八^ノ百^ノ万^ノ神^ノ達^乎神^ノ集^レ仁^ニ集^レ賜^レ比^レ神^ノ議^レ仁^ニ議^レ賜^レ我^レ皇^ノ
 御^ノ孫^ノ命^ニ於^レ波^ノ豊^ノ葦^ノ原^ノ乃^レ水^ノ穂^ノ国^ノ乎^ニ安^ニ國^ノ止^レ乎^ニ久^ニ所^レ知^レ食^レ止^レ事^ノ依^レ奉^レ支^レ如^レ此^ノ依^レ奉^レ之^レ國^ノ中^ニ仁^ニ荒^レ振^レ神^ノ等^乎波^ノ
 神^ノ問^レ仁^ニ問^レ賜^レ神^ノ稜^レ仁^ニ稜^レ賜^レ比^レ事^ノ問^レ之^レ盤^ノ根^ノ本^ノ乃^レ立^レ草^ノ乃^レ垣^ノ葉^ノ乎^ニ毛^ノ語^レ止^レ天^ノ天^ノ盤^ノ座^ノ押^レ放^レ知^レ天^ノ八^ノ重^ノ雲^ノ乎^ニ伊^レ豆^ノ乃^レ
 千^ノ別^レ仁^ニ千^ノ別^レ天^ノ天^ノ降^レ依^レ奉^レ支^レ如^レ此^ノ依^レ奉^レ乎^ニ四^ノ方^ノ乃^レ國^ノ中^ニ仁^ニ大^ノ倭^ノ日^ノ高^ノ見^レ國^ノ乎^ニ安^ニ国^ノ止^レ定^レ奉^レ天^ノ過^レ犯^レ
 計^ケ武^ノ雜^ノ々^ノ罪^ノ事^ノ波^ノ朝^ノ御^ノ霧^ノ夕^ノ御^ノ霧^ノ朝^ノ風^ノ夕^ノ風^ノ乃^レ吹^レ掃^レ事^ノ如^レ大^ノ津^ノ辺^ニ仁^ニ居^レ大^ノ船^ノ乃^レ舳^ノ解^レ放^レ艦^ノ解^レ放^レ天^ノ
 大^ノ海^ノ原^ニ仁^ニ押^レ放^レ事^ノ如^レ彼^ノ方^ノ繁^ノ木^ノ本^ノ於^レ燒^レ鎌^ノ敏^ノ鎌^ノ以^テ打^レ払^レ事^ノ如^レ久^ノ遺^レ罪^ノ不^レ在^レ止^レ稜^ノ給^レ比^レ清^レ給^レ事^ノ乎^ニ
 ヤ^ノヨ^ノロ^ノヅ^ノノ^ノカ^ノミ^ノタ^ノチ^ノサ^ノヲ^ノシ^ノカ^ノノ^ノヤ^ノツ^ノノ^ノミ^ノタ^ノヲ^ノフ^レリ^タテ^タヤ^ノノ^ノミ^ノス^ノダ^レヲ^ノア^レゲ^レテ^レキ^ノシ^ノメ^レセ^レト^ノマ^ウス
 八^ノ百^ノ万^ノ諸^ノ神^ノ達^レ左^ノ男^ノ鹿^ノ乃^レ八^ノ乃^レ耳^ノ於^レ振^レ立^レ天^ノ如^レ意^ノ宝^ノ珠^ノ之^レ玉^ノ御^レ簾^ノ乎^ニ上^レ天^ノ聞^レ食^レ止^レ申^レ奉

⑦

散供再拜

二月堂咒師職応寺命令勤役之刻／新書留之訖

慶長十曆^巳二月五日 大法師訓賢／右筆賢盛

『二月堂咒師祓』84～89頁]

※数字・アルファベット記号は私に付し、本稿各節で示す記号に対応している。

(2) 書写背景

次に『二月堂修中練行衆日記』（以下、練行衆の出仕記録は、『二月堂修中練行衆日記』に依拠し、同書を『日記』とする）を参照しつつ、『二月堂咒師祓』の書写に関わった人物について述べる。

大法師訓賢は、天正五年(1577)に25歳で初めて出仕し [『日記』294頁]、以後、慶長十二年(1607) [『日記』313頁]まで、ほぼ毎年出仕している。天正十三年(1585) [『日記』300頁]に「過去帳」を読み上げる役、同十五年(1587) [『日記』301頁]に「神名帳」を読み上げる役をそれぞれはじめて勤めている。『二月堂咒師祓』が書写された慶長十年は、訓賢がはじめて咒師をつとめた年であり、53歳であった [『日記』311頁]。

次に右筆の賢盛であるが、慶長四年(1599)に、20歳で初めて出仕し、修二会期間中、二月堂内陣の準備や雑用を行う処世界を勤めている [『日記』308頁]。賢盛は、同六年(1601)にも処世界をつとめ、併せてはじめて「神名帳」を読み [『日記』309頁]、元和六年(1620)には、堂司を勤める予定であった浄光が、母親が死去したために出仕できなくなったので、代役として堂司をつとめている [『日記』322頁]。同八年(1622)には出仕していないが、翌年には、大導師を初めてつとめている。この後、寛永二年(1625)まで大導師をつとめるが [『日記』325頁]、それ以降は出仕していない。

『二月堂咒師祓』の書写日については、2月5日であることから、その年に使うために記されたものではなく、翌年以降の備忘のために書写されたと思われる⁶。

6 【大中臣祓】の伝授については、別火行中にも行われていたことが、松尾恒一「仏会と縁起の管理、小考一東寺灌頂、興福

さて、『二月堂咒師祓』が書写された慶長十年に和上を勤めていたのは東大寺法華堂衆の蓮乗院寅清である [『日記』 311 頁]。蓮乗院寅清は、伊藤聡・松尾恒一両氏によって東大寺修二会と「両部神道」の双方に関わる人物として注目された [伊藤聡・松尾恒一、2000、64 頁]。東大寺修二会と「両部神道」(真言神道)との関わりは、【中臣祓】に真言神道や修験道で用いられた「伊勢拍手大事」「拍手祓大事」と共通する詞章⁷がみえることから注目される場所である。寅清については筆者も別稿 [大東敬明、2006] で述べたことがあるので、概略のみ述べておく。

蓮乗院寅清は、天文七年(1538)に生まれ、東大寺修二会の関わりでは、永禄六年(1563)に東大寺修二会に初めて参籠している [『日記』 285 頁]。その後は永禄十年(1567)まで、参籠記録は見えず、同十一年 [『日記』 288 頁] 以後は、天正八年(1580)を除いて慶長十四年(1609) [『日記』 314 頁] まで毎年参籠し、文禄二年(1593) [『日記』 304 頁] や慶長七年(1602) [『日記』 309 頁] 以後には和上を勤めている。

そのほかの活動に目を転じると、寅清は、松永久秀によって焼かれた大仏を再興するための勧進を行う一方で、真言密教の忍辱山流を相承している。さらに富士山へ登ったり、大峯山に入峰したりするなど、修験道にも通じる活動を行っている。本稿に関連する神道・神祇との関わりでは、『神道灌頂授与作法』『神祇秘鈔』などの神祇書を所持し、真言神道の切紙を集成した「八十通印信」を伝授されており、神道・神祇について深い知識を持つ人物であったと推定される。東大寺八幡宮や穴地藏弁才天などの遷宮に寅清が関与していることもこれと関わろう。寅清と神道・神祇との関係は、直接本稿と結びつくものではないが、東大寺修二会と神道・神祇の関係、あるいは『二月堂咒師祓』が書写された背景を考える上で重要な人物であると思われる。

『二月堂咒師祓』を所持した賢性は、寛文十二年(1672)に18歳ではじめて出仕し [『日記』 365 頁]、延宝八年(1680)に、病のために出仕できない隆慶の代役として咒師を勤めた [『日記』 371 頁] 人物かと思われる。賢性について、「見性院賢性」 [『日記』 384 頁] と記されることから、東大寺内、講堂の北にあった子院である見性院 [平岡定海、1980、124 頁] に住んだことがわかる。延宝八年以降、賢性は東大寺修二会において、以下のように重職を勤めている。

天和二年(1682) 咒師 (代役) [『日記』 375 頁]。

天和三～四年(1683～1684) 平衆 [『日記』 375～377 頁]。

貞享二～四年(1685～1687) 堂司 [『日記』 378～379 頁]。

貞享五～元禄二年(1688～1689) 咒師 [『日記』 381～383 頁]。

元禄三年(1690) 咒師を勤める予定であったが、軽服のため、出仕していない [『日記』 384 頁]。

元禄四年(1691) 平衆 [『日記』 385 頁]。

元禄五～六年(1692～1693) 大導師 [『日記』 388 頁]。

元禄十～十二年(1697～1699) 和上 [『日記』 395～398 頁]。

元禄十三～十四年(1700～1701) 大導師 (代役) [『日記』 399～400 頁]。

元禄十五年(1702) 咒師 (代役) [『日記』 401～402 頁]。

このように、賢性が様々な役を勤めた背景には、訓賢や賢性が出仕した時期は練行衆の結束が崩れ、参籠する僧侶の人数が急激に減少してゆく時期であるとされる [佐藤道子、2002b、412～420 頁] ことが考えられよう。賢性が咒師を勤めた貞享五年は、参籠する僧侶の人数の不足から、東大寺修二会の存続が危ぶまれ、観音の宝前において、賢性が神意を伺っている [『日記』 382 頁。佐藤道子、2002b、418 頁]。

このように、賢性は、様々な役を勤めているが、咒師を勤めたのは延宝八年、天和二年、貞享五年～元禄

寺維摩会、東大寺修二会」 [松尾恒一、1997、41 頁] において指摘されている。

7 【中臣祓】については、拙稿「東大寺二月堂修二会「中臣祓」の典拠と構成—南都寺院における中臣祓の一例として」 [大東敬明、2008] で分析した。

二年、元禄十五年である。『二月堂咒師祓』に「新咒師 賢性法師」とあることに注目すると、貞享五年の『日記』に「賢性大法師、新咒師、無落度勤役」[『日記』381頁]とあり、前にも咒師を勤めているが、この年にはじめて「新咒師」と認められたと推定される。よって、『二月堂咒師祓』は、賢性がはじめて正式に咒師をつとめた貞享五年に入手した、あるいは記名したものと考えられる。

4 咒師について——【大中臣祓】を行う主体

【大中臣祓】について触れる前に、それを行う咒師について概説しておきたい。

咒師については、能勢朝次氏をはじめ、多くの研究がある⁸。それらに基づいてまとめると、咒師は法会において密教的な側面を司り、法会に害をなす穢れや魔を払い、結界作法や“方堅”などを行って会場を結界し、四天王や護法善神等を勧請する。その所作は、印を結んで、呪を唱え、金剛鈴をふり、須弥壇の周囲をめぐるなどである。業師寺修二会（花会式）においては、咒師は四天王を勧請した後に刀・鈴・拳印によって魔を払い、四方を結界している⁹。

能勢朝次氏は、咒師が行っていた魔を払う行を猿楽咒師が行うようになったことを示す史料として江戸時代の記録である『衆徒記鑑古今一濫』の記事を引用し[能勢朝次、1938、119～120頁]、それ以来、咒師や興福寺西金堂と翁猿楽の関わりを示す史料として用いられてきた。大谷大学図書館所蔵『興福寺縁起』「追記録」¹⁰は「永正十三年(1516)からさほど隔たらずに書写された」[大橋直義、2007、142頁]のものであると推定されており、能勢氏が引用した部分に対応する記事が含まれている。さらに、同書の形成過程には堂衆や堂童子の関与が指摘されている[大橋直義、2008、97頁。高橋悠介、2007、160頁]ことは興味深い。この『興福寺縁起』「追記録」には、

一咒師法者、当寺賢環僧都之制作也、軍多利明王行法、就修二月、払魔障、生吉祥密伝也、限西金堂秘密之行事、継図在之、

(中略)

一和州四座猿楽者、為西金堂修二月行寄人、咒師十二天太刀、払悪魔、為表示、預之、於咒師庭、毎年二月五日、猿楽致其作法外想也(以下略)

[『興福寺縁起』149頁]

とみえ、咒師法は軍荼利明王の行法であり、魔障を払い、吉祥を生ずる法であること、大和国の四座猿楽は興福寺西金堂修二会の寄人であること、咒師が「十二天太刀」で悪魔払いの表示をし、猿楽はその作法の外想を致すものであることを述べる。猿楽との関わりは別におくとして、咒師法が魔障・悪魔を払うものとして認識されていたことは注目される。

東大寺修二会における咒師もこれらと同様に、【咒師作法】(【呪禁作法】)において法会に害をなす魔や穢れが会場に侵入するのを防ぎ、護法善神等を勧請するなどして、法会を無事成就させることを、その役割と

8 咒師に関する先行研究は、数多くあり、それらをまとめることは筆者の能力を超えている。本稿では限定的であるが、天野文雄[天野文雄、1995a・b・c]、五来重[五来重、1979]、佐藤道子[佐藤道子、2002a]、鈴木正崇[鈴木正崇、1989、125～131頁・2000、97～117頁]、西瀬英紀[西瀬英紀、1982、36頁]、能勢朝次[能勢朝次、1938]、松尾恒一[松尾恒一、1990・2004、28～34頁・2006a、77～84頁・2006b、194～196頁]等諸氏の先行研究を参照した。

咒師について、西瀬氏は法会全体の中での機能を把握しようとする研究が不十分であることを指摘しているが[西瀬英紀、1982、36頁]、この点については現在でも同様であるように思われる。本研究集会のプレ・カンファレンス「真福寺大須文庫聖教展観—中世宗教テキストの世界」において、咒師作法に関わる儀礼テキストである『中堂呪師作法』が展示されていた[真福寺大須文庫における宗教テキスト展観図録『プレ・カンファレンス 真福寺大須文庫聖教展観—中世宗教テキストの世界』名古屋大学大学院文学研究科、2008、62頁]。今後は、このような儀礼テキストの分析及び現行儀礼との比較が必要であろう。

9 平成17・19年度の聴聞、有働智英氏によるご教示及び業師寺蔵「咒師作法旧記」[能勢朝次、1938、115～117頁]に依拠した。

10 同書については、大橋直義氏の解題及び論文[大橋直義、2007・2008]を参照した。『衆徒記鑑古今一濫』及び、その関連資料と『興福寺縁起』「追記録」の比較については、高橋悠介氏の論文[高橋悠介、2007]に依拠した。

する。【咒師作法】では、軍荼利明王や五帝龍王を念じた水で会場を浄め、大地や四方を結界し、四天王を勧請した後に、上方を結界する。【咒師作法】の他には、東大寺修二会の通称にもなった【水取り】を行い、芸術的な【走り】【達陀】を宰領し、結願の際に行われる作法である【灌頂護摩】【神供】等を行う〔佐藤道子、1975、「総説」21頁等を参照した〕。この他、二月堂の鎮守社（飯道社、遠敷社、興成社）に捧げる幣や【大中臣祓】で用いる幣を裁つのも咒師の役割である〔守屋弘斎・佐藤道子ほか、1996〕。

以上のことから、東大寺修二会においても咒師は法会に害をなす穢れや魔を払い、四天王や護法善神等を勧請し、会場を結界して穢れや魔の進入を防ぐことを役割とするといえる。よって、【大中臣祓】も、この一環であり、罪や穢れを祓うと同時に魔を祓う意味があると考えられる。すなわち、【大中臣祓】では、法会に害をなす存在すべてが祓われると考えてよい。また、東大寺修二会期間中に穢れが生じた場合には咒師が祓を行っている〔『日記』応永二十六年条、177頁、永禄十二年条、289頁、元禄二年条、383頁等〕。これは現代においても、

もし喪に服している人がお水取りの間に練行衆を見舞いにきたとしますね、そのときは咒師がその部屋のお祓いをします。〔筒井寛秀、2006、42頁〕

参籠回数十七回の東大寺長老・筒井寛秀師は

「最近では忌服のことも知られていますが、以前は知らずに来られる方がいて、私が咒師を勤めたときにも一度だけ祓いを行ったことがありました。」

と話す。

〔ならら、2006、3頁〕

とみえて継続されていることを知ることができる。

5 【大中臣祓】概説

先述の通り、【大中臣祓】は、現在では東大寺修二会本行がはじまる前日の2月末日（かつては1月晦日）の夕方に行われる。2月末日は別火行の最終日に当たり、精進潔斎の生活の最後の行事であると言える。また、【大中臣祓】は別名「天狗寄せ」とも呼ばれている。

(1) 「天狗寄せ」について

まず、【大中臣祓】の別名である「天狗寄せ」の名称について考察する。堀池春峰氏は「天狗寄せ」について、「よって来た天狗を祓によって退散させる意味もあって「天狗寄せ」ともいわれている。」〔堀池春峰、2004、156頁〕とし、松尾恒一氏は『奈良名所八重桜』の、

いにしへ弘法大師、東大寺の別当たりし時、こもりたまふて呪師をつとめられしに、杉本房など云ふ天狗八人きたり、行ひのうち御堂を守護す。〔『奈良名所八重桜』315頁〕

を紹介した上で、護法神である天狗を本行に先立って勧請する儀礼であるという意識があったかもしれないこと、「天狗寄せ」の名称には精霊を招いて供養する意味が込められていると考えられること〔松尾恒一、1998、64頁〕を指摘する。ここでいう天狗や魔とは、先述の通り、法会に害をなす存在で、罪や穢れの象徴とも捉えられよう。このように【大中臣祓】の別名である「天狗寄せ」の由来については、法会に害をなす天狗を祓う儀礼、天狗に守護してもらうための儀礼、という両義的な意味・解釈がある¹¹。このことは『東大寺諸伽藍略録』に、

一天狗社 【在三大仏殿東山、】

11 東大寺修二会における天狗の両義性については、鈴木正崇氏が「天狗は山神や悪霊、護法善神や使役霊、または農耕民からみた狩猟民のイメージなどを宿したかのような、複合的で両義的な霊的存在であり、自然界に神仏と共存しているのである。」〔鈴木正崇、1982、90頁〕としている。また、天狗が祭祀を妨害する存在であると同時に、祭祀を守護する存在であることは、奥三河の花祭も同じであることを上野誠「〈花祭〉と天狗伝承—招かれざる精霊たちの座」〔上野誠、1989〕によって知った。

良弁僧正当山開給時、多天狗成障礙、依之良弁以法力鎮之。彼天狗翻魔心、可為護持正法約在之、故則社造立名天狗社、依之当寺大法会執行之時、必向此社祈正法護持也、

〔『東大寺諸伽藍略録』72頁〕

とみえて害悪をなす天狗を、正法を護持する存在へ変えていることから窺われる。また、法会の開始に際して、天狗社に祈るというのも興味深い。

そもそも東大寺修二会において天狗は、法会を妨害する存在である。『二月堂縁起』には、

六時の行法の嚴重なる事、天狗集り、二七ヶ日夜終りて、練行衆退散の時、入かはりてまなひ行はむとす、

〔『二月堂縁起』184頁〕

とある。さらに現在でも毎夜、練行衆が行を終えて、宿所へ下る際には口々に「ちよーず、ちよーず（手水、手水）」と叫びながら下る。これは、練行衆が宿所へ下っている間に、法会に害をなす天狗や魔が侵入して悪さをしないように、少しの間、手水に行くだけであるとして、天狗・魔を騙すのだという。

このように、東大寺修二会は、常に天狗や魔の害をうける可能性をはらんでいる。『奈良名所八重桜』¹²は「また参籠の万人、魚鳥五辛をいむ事、諸神勧請の堂といひ、または魔所なるゆるなり。」〔『奈良名所八重桜』316頁〕として、東大寺修二会が穢れを忌む理由として、二月堂が聖なる場（「諸神勧請の堂」）であるとする説と、魔の住む場（「魔所」）であるとする二つの説を挙げ、鈴木正崇氏は「二月堂は、天と地、自然界と人間界の境界に立っているかのようである。しかし、二月堂の背後の山地は、神仏の世界であると同時に、天狗などの魍魎魍魎の跋扈する世界でもある。」〔鈴木正崇、1982、89頁〕として、聖なる場と魔の住む場が同時に存在していることを指摘している。このような聖なる場と魔所が同時に存在することは、先に引用した『東大寺諸伽藍略録』の記事や天狗が法会を妨害する存在である一方で『奈良名所八重桜』に咒師が天狗のかたちをする〔『奈良名所八重桜』315頁〕とあることや、天狗が来て法会を守護するとあることとも密接に関連する。

以上のように、東大寺修二会は清浄であることを求める儀礼であるが、常に天狗や魔が侵入する恐れがある。そのために咒師を中心に、常に清浄を保ち、魔を退ける儀礼が行われる。咒師の役割は、先述したように魔を払い、会場を結界することで魔が侵入するのを防ぎ、護法善神等を勧請するなどして、法会を無事成就させることである。この二つは「天狗寄せ」の両義的な意味・解釈（天狗を集めて祓う、天狗を集めて会場を守護させる）と符合するものであった。よって、「天狗寄せ」の意味・解釈については、一見矛盾するようにも見えるが、咒師の役割を象徴的に示しているように思われる。

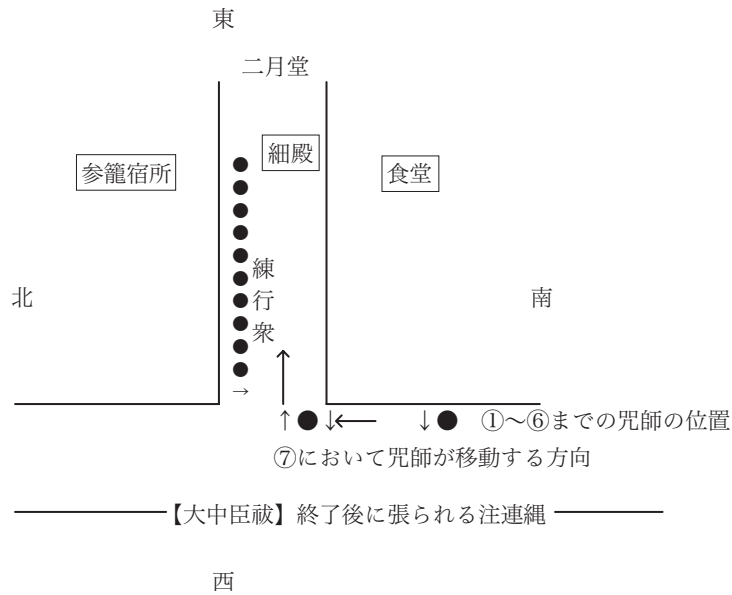
(2) 現行儀礼

次に現行儀礼¹³について説明する。2月末日、練行衆は精進潔斎の生活を行ってきた別火坊から本行期間中の宿所となる参籠宿所に移り、堂司による【二月堂内陣改め】や入浴を済ませる。午後6時頃、咒師の指示で、祓が行われる旨の触れがなされると、練行衆は、和布袈裟を着けて参籠宿所と食堂の間の細殿に出仕し、南面して西から一列に並ぶ〔図参照〕。他の練行衆が出仕し終えると、咒師は幣を襟にさし、水晶の念珠を左手に掛けて出仕する。この咒師が用いる幣の申には、儀礼次第及び詞章が書かれた紙（“祭文”¹⁴）が巻きつけられており、黙唱する際には広げられる。

12 作者が素性のわからない江戸の人物（大久保急鑑秀興）で、記述に誤りもみられるが、興味深い記事を載せる。よって『奈良名所八重桜』を近世に語られた一説として用いる。なお、『奈良名所八重桜』の出版事情については、岸本眞実『『奈良名所八重桜』版本考〕〔岸本眞実、1997〕を参照した。

13 主として平成17～20年の調査（平成20年は、平成19年度 院友神職会研究費奨学資金（COEプログラム後継事業）の調査）及び註3掲書のほか、松尾恒一「東大寺修二会別火行における結界の構造」〔松尾恒一、1998〕、「東大寺二月堂修二会にまつわる神事」〔ならら、2006〕等に基づく。儀礼次第の記述については、佐藤道子氏〔佐藤道子、1982、40頁〕や松尾氏〔松尾恒一、1998、70頁〕の記録を参照しつつまとめた。

14 以下、煩瑣ではあるが、【大中臣祓】に際してよまれる詞章全体を“祭文”とし、[E]を「祭文」とする。



咒師が他の練行衆と同様に並んだ後に、「シッ」といいつつ一礼すると、他の練行衆も、同様に一人ずつ「シッ」といいつつ一礼する。この後、咒師は食堂の西に出て、松明を持った小綱と向かい合うように西に向かって蹲踞する。『二月堂咒師祓』には南に向かって蹲踞するとあって、現行儀礼とは異なっている。次に、

- ①護身法、ラン字観、浄地呪、浄土変呪、大鉤召呪を行う。（“会場加持・本尊迎請”）
- ②和布袈裟を左肩から外して右肩にかけ、襟にさした幣を抜き取って左手に持ち、右手で“祭文”を広げる。
- ③五帝龍王、諸天等を勧請して幣を振り、散供の型をする。
- ④十二月将を勧請して幣を振り、散供の型をする。
- ⑤「祭文」を黙誦する。
- ⑥中臣祓を黙誦する。
- ⑦幣を振り、散供の型をした後に、細殿へ移動して練行衆を祓う。

ここから【大中臣祓】は、密教の作法に基づいた所作を行った後に、五帝龍王ほかを勧請し、中臣祓を黙誦する形式であることがわかる。

現在のような形で、いつ頃から行われているのは明らかではないが、『二月堂咒師祓』が書写された慶長十年には現在とほぼ同じ作法で行われているといえる。また、「長禄本 処世界日記」には、

行遍阿闍梨時双紙之奥云
(中略)

次、堂ノ湯以後、細殿ニ会合スル也。ハラキスル□。白衣ニ布袈裟也。浄土藤次ニ、西上□付、念誦。心経ヲ読也。足駄ヲハクナリ。／以上晦日儀式也。 [『長禄本処世界日記』170頁]

とみえており、晦日に細殿で、祓を行うことが記されている。行遍は、応永八年(1401)に東大寺修二会に新入りした僧であり [横道万里雄、1972、108頁]、15世紀の前半には、作法は明らかではないが、現在と同じ位置で祓が行われていたことを知ることができる。

ところで、佐藤道子氏や松尾氏の先行研究 [佐藤道子、1982。松尾恒一、1998・2000・2006a・b など] では【大中臣祓】と大祓詞や中臣祓との関係及び、方堅や土公供との関わりが指摘されている。そこで、以降、方堅や土公供の作法や、『二月堂咒師祓』の中に名が見える「大中臣祭文」(㊦)、及びそれと関わると思われる「大中臣祓」を手がかりに典拠を探ってゆきたい。

6 【大中臣祓】が行われる場及びその所作の解釈

本節では【大中臣祓】が行われる場やテキストには具体的に現れない所作や声の問題について考察・解釈する。これらの問題については、すでに松尾恒一氏や阿部泰郎氏によって詳細な分析がなされている〔松尾恒一、1998。阿部泰郎、2004a〕ので、先行研究をまとめつつ、解釈してゆきたい。

(1) 【大中臣祓】が行われる場

先に述べたように、【大中臣祓】は、参籠宿所と食堂の間の細殿と食堂の前で行われる。細殿は、二月堂の登廊に通じ、日々練行衆は細殿より登廊を経て二月堂に出仕する。松尾氏は【大中臣祓】の行われる場は、二月堂を中心とする結界の外周部であると捉えることができ、【大中臣祓】は空間的には結界の外周を清めているものと見做すことができる〔松尾恒一、1998、63～64頁〕とする。さらに、【大中臣祓】終了後には、堂童子及びその童子によって細殿の前、参籠宿所から食堂の西側にかけて南北に注連縄が張られる。このことも食堂前の空間を清める役割を【大中臣祓】が担っていたことを示すものであり、この地が結界されるべき空間であることを示している〔松尾恒一、1998、67～68頁〕とする。

本稿では詳しく述べないが、東大寺修二会に際しては、2月21日に、細殿前を除く、二月堂へ通じる参道及び要所には注連縄が張られる。【大中臣祓】は、練行衆が【大中臣祓】の後に結界される位置を通過して参籠宿所に入った後に行われる。これは、【咒師作法】において咒師が四天王を勧請した後に最後の結界をするのと、同じ構造であると捉えられる。以上のことから、【大中臣祓】が行われる場は、二月堂と外部との接点であり、最後に結界される要所であった。場の問題については、後にもう一度、所作の解釈と関わらせつつ述べる。

(2) 【大中臣祓】の所作の解釈

次に所作について検討するが、『二月堂咒師祓』には、具体的な所作は記されていない。そのため、現行儀礼に基づいて解釈をする。

【大中臣祓】の所作で注目されるのは、「幣と“祭文”（“ ”は引用者が付した）を、共に右手に持たせて左右におおぐように2回動かして、散供の型をする」〔佐藤道子、1982、36頁〕所作（③④）、すなわち幣をもって祓う所作、細殿方向へ移動する際に行われる非日常的な足運び（⑦）であろう。⑦を詳しく述べれば、

- i. 大中臣祓を黙誦し終えると、幣と“祭文”を右手に持ち、左右に祓いつつ2回動かして、散供の型をする。
- ii. そのまま立ちあがると、西へ向いたままで幣を持った右腕を大きく広げながら右足を大きく右にすべらせ、右腕を戻す時に左足を右足に引きつける。この所作を2度繰返しつつ、横這いで北（参籠宿所方向）へと移動する。
- iii. 3度目に右腕を広げつつ右足をすべらせると左足を引きつけつつ右足を軸にして細殿の方（東）へ向きをかえる。
- iv. 細殿を往復しつつ、練行衆を祓う。

である¹⁵。

この他、所作ではないが詞章を声には出さず、“祭文”を黙誦する点にも注目される。黙誦することについては、阿部泰郎氏が、声に出さないが「〈聖なる声〉の一部」〔阿部泰郎、2004a、98頁〕であるとする。また、

15 ただし、『二月堂咒師祓』によれば、かつては食堂の北西の柱の西に南面して行われており、現行儀礼とは、異なった方向を向き、異なった位置で行われているので、移動の際の所作も当然異なると考えられる。特に、独特な足運びは、どのように行われたのかはわからない。よって本節において、咒師の足運びは結界の呪術的な所作であると解釈するが、この解釈が、どの時代まで遡りうるかは、わからない。しかし、行われる場は、15世紀前半から大きく変化していない。このことから考えて、本稿で行った【大中臣祓】が祓であり、結界作法であるとする解釈は、大きな変更が迫られるものではないと思う。

「微音」と呼ばれた小声が聖なる存在の声とされたことは、このことと関わりと考えられる〔網野善彦、1988、19頁〕。

散供については、「あおぐように」幣を動かす所作を散供と考えるのは、『二月堂咒師祓』のような儀礼テキストに「散供再拝」とあるためであろう。この散供について、松尾氏は、二月堂に侵入しようとする邪鬼・精霊に対する供養を意味し、【大中臣祓】は単に二月堂を中心とする結界内への侵入を阻止するだけでなく、供養することによって退散を促す法であったとする〔松尾恒一、1998、64頁・2006a、98頁・2006b、197頁〕。次に【大中臣祓】における非日常的な足運びについては鎮壇結界や除魔の呪術である方堅の芸能や、魔を払う呪術的な足運びである反閤・禹歩との共通性を指摘し〔松尾恒一、1998、70～71頁〕、天野文雄氏〔天野文雄、1995b〕や橋本裕之氏〔橋本裕之、1997〕及び星野紘氏〔星野紘、1996〕の論にふれ、咒師と地鎮儀礼との関わり、方堅との関係や王の舞との近似性に言及している〔松尾恒一、1998、70～73頁〕。これらのことから松尾氏は、「大中臣祓における咒師の手振り、足捌きは古代・中世の芸能咒師の方堅め作法の伝流として見做されるのであり、法咒師が芸能咒師より影響を受けていた証左と考えたい。」と結論付ける〔松尾恒一、1998、73頁〕。

先述の通り、咒師の作法そのものが魔を払い、会場を結界する儀礼や方堅と深く関わる。能勢朝次氏は、伊勢猿楽（和谷家）の方堅の儀礼テキストである『諸社造（遷）宮方堅夜神事執行之次第』（以下、『執行之次第』）の全文を示した後に南都の修二会の咒師との共通性を指摘し〔能勢朝次、1938、1022～1027頁〕、天野文雄氏は、同じく伊勢猿楽（和谷家）の儀礼テキストである『方堅神祭秘文之巻』の五帝龍王勸請の段について、興福寺・薬師寺・東大寺における修二会の咒師作法の詞章との共通性を指摘する〔天野文雄、1995a、20～21頁〕。

このように、『執行之次第』と咒師作法との共通性は、これまでも指摘されてきたが、【大中臣祓】との比較は、管見の限り行われていない。そこで松尾氏の【大中臣祓】の所作は「方堅の作法の伝流として見做される」との指摘に導かれつつ、【大中臣祓】と方堅の所作を具体的に知ることができる伊勢猿楽（和谷家）の方堅で用いられた儀礼テキスト（『執行之次第』・『方堅神祭秘文之巻』）とを比較してみたい¹⁶。

『執行之次第』から、方堅の儀礼は、(1)神拝、(2)秘文の巻を読む、(3)反閤（呪術的な足運び（禹歩）や刀・鉾をもちいて四方を払う）、(4)幣拝、(5)埋め物の行（五穀や等を埋める）、(6)福の種を参詣者にまく、(7)(1)と同じく、神拝より構成されることがわかる。このうち、【大中臣祓】と共通するのは秘文・“祭文”を読誦した後に反閤¹⁷を行う部分（(2)・(3)）である。

『執行之次第』では、(2)で行われる散米について「謹請再拝、或ハアル所々ニテ巻物左ニモチ、右ノ手ニテ此時毎ニ散米ヲ蒔散也。少ツツマク也。右秘文ハ心ヲシツメテ転読ノ心ニ、謹請バカリニ気ヲ付、米ヲ蒔也。」〔『執行之次第』1023頁〕とある。ここに秘文とみえるのは『方堅神祭秘文之巻』と考えられ〔天野文雄、1995a、20～21頁〕、これはいわゆる「五郎の王子」祭文である。これには、所々に「謹請再拝」「謹請散供、再拝々々」〔『方堅神祭秘文之巻』14～15頁〕とみえ、秘文の本文（「五郎の王子」祭文）が読まれる前には、
謹請東方ニ青帝龍王、ワウタウサウパウ土公王、水神八万眷族神通皆来、再拝々々。謹請南方ニ赤帝赤龍王之内、謹請西方ニ白帝白龍王ノ内、謹請北方ニ黒帝黒龍王ノ内、謹請中央ニ黄帝黄龍王ノ内。

〔『方堅神祭秘文之巻』14頁〕。

とみえる。おそらくは、この部分でも、散米が行われたのであろう。このように『執行之次第』から、秘文を読みつつ「謹請再拝」とある所や「謹請」とあるところで散米していること、その際には秘文を左手に持ち、右手で散米が行われていたことが窺える。【大中臣祓】において散供の所作（散供の型）は、“祭文”を

16 【大中臣祓】と伊勢猿楽（和谷家）方堅の類似については、鈴木正崇氏のご教示による。

17 八木意知男氏は、反閤を邪気払いの呪術、禹歩を邪気払いの足運びとし、禹歩は反閤にも取り入れられたとする〔八木意知男、1990、47頁〕。本稿においては、これに従って反閤と禹歩の語を用いる。

よみつつ右手に持った幣で扇ぐような所作をするもので、「謹請」と始めて五帝龍王等や十二月将を勧請した後(③④)及び、中臣祓を黙誦した後(⑦)に行われる。『執行之次第』では散米を「少シツツマク」とあり、「ユカニ散米ヲ入テ前ニ置テ」[『執行之次第』1023頁]とあることから、実際に米がまかれているが、【大中臣祓】においては、型をするのみで実際にはまかれない。以上、相違点はあるが、両者は五帝龍王を勧請して散供する(あるいは型をする)点において共通している。これには儀礼執行に先立って五帝龍王を勧請することによって儀礼を守護してもらうためと考えられる。

【大中臣祓】において“祭文”を黙誦することについては、『執行之次第』に「秘文ハ心ヲシツメテ転読ノ心ニ」とあり、また「タイマツノアカリニテヨム。但シフクメンシテ聲タテズ口ノ内ニテヨムナリ。」[いずれも『執行之次第』1023頁]とあって、【大中臣祓】において、“祭文”が黙誦されること、松明の明りによまれることと共通している。

(3)反閏について、その足運びに注目する。『執行之次第』には「四方角々ニテ足フミ三足ヅ、フミカタム」「足フミ三足ヅ、フミ堅メ、」「口傳【タトヒ手ノ方ハ左右共ニイカヤウニツカフトモ、足ブミハ左右左ト三足ヅ、相定ベシ】」[いずれも『執行之次第』1025頁]とみえる。【大中臣祓】においては、右足をすべらせた後に左足を引き寄せて揃える所作を2度繰返した後に、同様の所作をし、右足を軸にして方向を変えている。これも同じ足運びを3度繰返した後に方向転換をしていると見做される。そしてこれは、前の足を後ろの足が追い越さない日常とは異なる呪術的な足運びで、松尾氏の指摘通り、禹歩の一種であると解釈できよう。この足運びについて『執行次第』では「足フミ」をしているのに対して、【大中臣祓】では実際に移動している点で異なるが、日常とは異なる呪術的な足運びを行う点では共通している。

以上、『執行之次第』や『方堅神祭秘文之巻』に基づいて方堅と【大中臣祓】と比較してみた。ここから、秘文・“祭文”をよんだ後に呪術的な足運びを行う点、五帝龍王等を勧請して散供を行う点、秘文や“祭文”を声に出さずによむ点など、いくつかの共通点を見出すことができた。特に、五帝龍王を勧請して散供を行う点は、後述する【大中臣祓】の「五帝龍王勧請の句」と関連して、注目される。

次に「(1)【大中臣祓】が行われる場」に戻って、方堅が行われる必然性について考える必要がある。【大中臣祓】が行われるのは、二月堂に通じる細殿及び食堂の前であり、それは二月堂へ通じる通路を結界し、魔を払い、その進入を防ぐことを目的とするにとらえられる。【大中臣祓】の後に張られる注連縄は、咒師の移動と平行に張られ、細殿や食堂に魔が入り込むのを遮断する。よって、この注連縄は【大中臣祓】の所作によってなされた結界の表象であると見做されるのである。

このように【大中臣祓】が行われる場、目的、『執行之次第』との共通性から考えて、【大中臣祓】の所作も、『執行之次第』と同様に魔を払い、魔の進入を防ぐために結界する方堅であると解釈できるのではあるまいか。しかし、両者の比較から【大中臣祓】の所作についての理解を深め、それが方堅であると解釈することができたといえるが、【大中臣祓】の所作と伊勢猿楽(和谷家)の方堅あるいは方堅全般との影響関係を、文献的に実証することは現段階では難しい。よって、【大中臣祓】と『執行之次第』を例として見てきた方堅との関係は、両者に通底する淵源が想像され¹⁸、同様の機能が期待される儀礼であると解釈されるとしか、現段階では言えまい。

18 橋本裕之氏は、

方堅が呪師芸に由来していることじたいは否定できないとしても、それは必ずしも特有の形式的行動をとることを意味しているわけではなかった。むしろ、状況に応じて動員された様々な芸能や神事、もしくはそれらに期待されていた機能を方堅と称していたように察せられるのである。おそらくは王の舞もそのひとつではなかったか。また、いずれ方堅として解釈されてゆくことになる芸能のために、結果的にはじつに豊かな素地を提供したのが、ほかならぬ呪師であったとしても、決して不思議ではない。 [橋本裕之、1997、249頁]

とする。筆者は、【大中臣祓】と伊勢猿楽(和谷家)の方堅について、「解釈」として共通するのみでなく、淵源を同一にする儀礼があったのではないかと想像している。

以上、【大中臣祓】の場と所作、及び両者の関係について解釈した。【大中臣祓】が行われる場は、二月堂と外部との接点であり、魔が侵入する入口となる。よって法会が行われるのに先立って魔を払い、結界する方堅を行う必要があった。そして、【大中臣祓】の所作は、呪術的な足運び、散供の所作、“祭文”の黙誦が、『執行之次第』にみえる方堅と共通していた。特に呪術的な足運びは、除魔・結界のために行われ、二月堂に通じる通路を結界すると解釈し、【大中臣祓】の後に張られる注連縄は【大中臣祓】の所作によってなされた結界の表象であると解釈した。

まとめ 1

詞章の分析に移る前に、第4・5・6節をまとめておく。

咒師は、法会が行われる会場から魔を払い、四天王などの護法神を勧請し、結界することで魔の進入を防ぐことを役割とし、東大寺修二会においても同様であった。【大中臣祓】は、中臣祓によって法会が始まる前に会場を祓い清める機能を持ち、その所作については方堅に関わる儀礼テキストとの比較から除魔・結界を目的とし、二月堂に入るための通路を結界するものと解釈した。魔を祓い、結界することは咒師の役割であるから、【大中臣祓】は咒師の役割とされたのであろう。また、【大中臣祓】の別称である「天狗寄せ」は、天狗を集めて祓うとも、天狗を集めて会場を守護させるとも考えられた。この解釈も、魔を払い、四天王を勧請する咒師の役割と符合するものであった。

7 「返袈裟威儀」について

本節より、『二月堂咒師祓』に基づいて分析を行う。

【大中臣祓】において、特徴的なのは、密教にもとづく作法を行った後に「袈裟威儀を返す」として和布袈裟を左肩から外して右肩にかける点にある (A)。この所作は、祓が神事であるために、僧侶を象徴する袈裟を外す、と解釈される。この解釈には、『今昔物語集』巻第十九「内記慶滋ノ保胤出家語第三」に「栴殿ノ神達ハ法師ヲバ忌給ヘバ、栴ノ程ト暫ク紙ミ冠ヲシテ侍ル也」[『今昔物語集』112頁]とみえることとも関わるであろう。一方で二月堂に上堂する前や、入浴後などに行われる祓の作法である【中臣祓】では、和布袈裟をつけて行われる。

袈裟威儀を返す例として、醍醐寺所蔵「土公祭文」には、中臣祓に関わる作法ではなく、奉幣に関わる作法であるが、

念珠ヲ摺テ祈念ス

再拝々々【袈裟ノ威儀ヲ返シテ中幣ヲ取テ再拝二度□シテ又幣ヲ置テ袈裟ヲ直ス】

[「土公祭文」(醍醐寺所蔵)、144頁]

とみえ、幣を取る時に袈裟威儀を返し、幣を置いて袈裟を直している。同様の所作は成田山仏教図書館所蔵『土公通略祭文』にも、

再拝々々袈裟威儀ヲ返 (中略) 次発願 私云、^(ママ)申幣ヲヲキイ儀ヲナラス (中略) 私云、袈裟威儀ヲ直シテ^(ママ)申幣置之 [『土公通略祭文』(成田山仏教図書館所蔵)]

とみえる。さらに、多武峯修正会延年の史料として知られる『常行三昧堂儀式』(中)には、摩多羅神、護国院、神所に幣を奉る儀礼がみえ、

如是シテ庭ニ立テ摩多羅神ノ御幣ヲ参ス (中略) 次第ニ正面ノ縁ヘ出テ杳脱ヨリ下テ護国院ヘ登ル、スキ廊ノ間ヨリ入テ、庭ニテ袈裟キキ返シテ御幣参ス (中略) 神所ノ庭ニ立テ袈裟キキ返シテ御幣ヲ参ス

[『常行三昧堂儀式』629頁]

とみえる。ここでは、摩多羅神に対して幣を捧げる際には袈裟威儀を返さず、護国院や神所に幣を捧げる際には、袈裟威儀を返している。『常行三昧堂儀式』とは成立年代が異なるが、「多武峯絵図」[「多武峯絵図」

とあって五帝龍王や十二月将を勧請したのちに中臣祓（略祓）をよむ形式の詞章が載せられている。ここで勧請される五帝龍王は、会場を守護するために勧請されるものであろう。

次に“伊勢流”祓の最古の祓本とされる『中臣祓注抄』『大中臣祓祭文』には、

大中臣祓祭文

謹請再拜（中略）

五帝龍王

謹請東方青帝龍王、謹請南方赤帝龍王、謹請西方白帝龍王、謹請北方黒帝龍王、謹請中央黄帝龍王、

十二月将

正月^(徴)微明 ^(徴)微明為亥水神、二月河魁戌土神、三月從魁酉金々、四月伝送申金々、五月小吉未土々、六月勝先午火々、七月太一巳、八月天罡辰土々、九月大衝卯木々、十月功曹寅木々、十一月大吉丑土々、十二月神垢子水神、謂_レ之十二神_一、

（中略）

七貧狼星【在午方子年人】心欲 日天子之精也、

中臣祓本

【『中臣祓注抄』33～34頁】

として、五帝龍王や十二月将等が勧請されており、共通点を見出すことができる。

岡田莊司氏は、『中臣祓注抄』の五帝龍王や十二月将等を勧請する句について、「陰陽道説が濃厚である。」[岡田莊司、1985a、49頁]としている。なお、地鎮儀礼に際して五帝龍王や十二月将が勧請されるのは、『朝野群載』『地神供祭文』（藤原忠実地神供祭文）に、

別白本尊海会。一字金輪。仏法護持。多聞天王。堅牢地神。部類眷属。五帝龍王。十二月将諸天曜宿。

冥官冥類。日遊月飾（以下略）

【『朝野群載』55頁】

として、すでにみえている。真福寺大須文庫所蔵『土公供作法』にみえる「南斗北斗～」以下の句（下線部）は、『阿婆縛抄』『六字河臨法』に、

陰陽頭安陪國随朝臣云。誦_レ中臣祓_一之間。振_レ大奴佐_ヲ誦_レ之。以_レ紙作_レ之。大奴佐振_ニ有_レ呪。云々／或陰陽生^{重盛}云。南斗北斗三台玉女左青龍右白虎前朱雀後玄武翼輔急々如律令。 [『阿婆縛抄』240頁]

※「前後異」を注に従って「翼輔」と改めた。

として同文の句がみえ、陰陽師との交流によって密教に受容されたものであることが推測される。また、先に共通点を指摘した伊勢猿楽（和谷家）の方堅 [『執行之次第』『方堅神祭秘文之巻』]でも五帝龍王が勧請されていたことは注目されよう。

土公供に中臣祓が用いられる例は、先に挙げた『要尊道場観』『供土公法』に「作法次第 先蹲_ニ踞_ニ祭処_一、称_レ年月日_一之後、誦_レ中臣祓祭文_一。」[『要尊道場観』58頁]、『覚禅鈔』『地天法』所収「土公供法」の次第の冒頭にも「次第 蹲踞_{シテ}称_レ年月日_ヲ。誦_ニ中臣祓_ノ文_ヲ。」[『覚禅鈔』81頁]とあって、両者とも蹲踞し、年月日を称え、中臣祓をよむことが示され、これは真福寺大須文庫所蔵『土公供作法』でも同様である。僧侶が中臣祓を用いる儀礼として著名な六時河臨法では、中臣祓をよむことが重要な要素となっていたが、土公供においては【大中臣祓】と同様に儀礼を執行する前に心身や場を清浄にする目的をもって行われ、両者は同じ中臣祓を用いる仏教儀礼であるが、目的や儀礼内での位置づけが異なっている。真福寺大須文庫所蔵『土公供作法』においては、先述の通り「大中臣祭文」が記載されていることから、おそらくは中臣祓の際にこれがよまれたのであろう。

次に『二月堂咒師祓』と同様に十二月将に仏の名が注記されている例²⁰は、成田山仏教図書館所蔵『土公

20 三崎良周「中世神祇思想の一側面」[三崎良周、1992]、山本ひろ子「使霊たちの世界—中世叡山の十二神将をめぐって」[山本ひろ子、1998]を参照した。山本ひろ子氏は、本稿では引用しなかったが『山家要略記』『金毘羅神事』に十二月将に仏の名を注記した例がみられることを指摘している。

別表草案』、『成菩提集』巻第一「薬師」が挙げられる。さらに、これらとは資料的な性格が異なるが、地神盲僧が用いた『仏説地神大陀羅尼經』にもみることができる。

成田山仏教図書館所蔵『土公別表草案』

當レル日ノ月ノ将事

正月微明亥水弥勒 二月河魁戌土神金 / 三月從魁酉アミタ金神 卯月伝送申觀音火神 / 五月小吉未土摩利支天
 六月勝善午(午カ)文殊火神 / 七月太一巳火神地藏 八月天罡辰土神文殊 / 九月大衝卯薬師火神 十月功曾寅木神普口
 / 十一月大吉丑タラ菩薩土神 土神 十二月神后土神 尺迦

向方事 東方 夏南向 秋西向 冬北向 修ル

在所事曆ニ出ヲ以テ可知之也

釜前ニテ祭事四季俱ニ方ニ不寄ニ也

御本云ノ天正十四季九月日 写之 性盛

【『土公別表草案』（成田山仏教図書館所蔵）】

『成菩提集』巻第一「薬師」

或人集云。地心經云。正月微明弥勒菩薩。二月河魁觀自在菩薩。三月從魁無量寿仏。四月伝送得大勢至菩薩。五月小吉摩利支天菩薩。六月勝先梅檀香仏。七月太一地蔵菩薩。八月天岡文殊師利菩薩。九月大衝薬師瑠璃光仏。十月功曹普賢菩薩。十一月大吉陀羅尼菩薩。十二月神后釈迦牟尼仏。

【『成菩提集』593頁】

『仏説地神大陀羅尼經』

正月、微妙亥為水神、弥勒菩薩 二月、河魁、戌為土神、觀世音菩薩 三月、從魁、酉為金神、阿弥陀仏 四月、伝送申為金神、得大勢至菩薩 五月、小吉、未為土神摩利支天菩薩 六月、勝先、午為火神、梅檀香仏 七月、大為、巳為火神、地藏菩薩 八月、天こ一、辰為土神、文殊師利菩薩 九月、大衝、卯為木神、薬師瑠璃光仏 十月、功曹寅為木神、普賢菩薩 十一月、大吉、丑為土神、陀羅尼菩薩 十二月、神后子為水神、定光仏

【『仏説地神大陀羅尼經』120～121頁】

※下線は共通するもの。

これらを通覧すると『二月堂咒師祓』の十二月将に注記される仏達と共通する部分もあるが、すべてが一致してはいない。共通する部分に注目すれば、偶然に一致したとは思われず、これらと同じ基盤の影響のもとで『二月堂咒師祓』に注記がなされたと考えられる。この基盤が、どのようなものであったか、あるいはそこにどのような宗教者が介在したのかは、明らかにし得ていない。この問題は、「両部神道」が民間宗教に与えた影響とも密接に関わることが想像される²¹。

このように五帝龍王や十二月将等を勧請するのは、これらに会場を守護してもらうことで中臣祓の効験が発揮できる環境を作り出すためであろう。そして、この淵源は、岡田氏の指摘するように陰陽道に求めることができると考えられる。なお、筆者はこれらの作法は土公供の作法を媒介として流入したものと想像している。

以上、第7節・8節から、【大中臣祓】の形成あるいは典拠に土公供が関わるであろうことが想定された。しかし【大中臣祓】では土公・土公神に対する供養はみられず、土公供そのものよりも、土公供の作法に含まれる中臣祓、つまり清浄をもたらす詞の部分が必要とされたと考えられる。

21 松尾恒一氏は「共同研究の経過と概要」〔共同研究〕宗教者の身体と社会〔松尾恒一、2008、4頁〕において、「両部神道」研究が思想史中心に行われ、実践的研究が行われていないことを挙げ、「両部神道」が民間に与えた影響の解明が期待されるとする。なお、鈴木正崇氏は、長門・周防及び九州の地神盲僧が地霊や荒神を鎮めるために用いた祭文が、興福寺修二会や先述した伊勢猿楽（和谷家）で行われた方堅と類似していることを指摘しており〔鈴木正崇、2000、115頁〕、この問題に大きく関わる事が予想される。

9 「祭文」について

「祭文」(F)は、【大中臣祓】の目的を述べる部分である。これと酷似したものは、神宮文庫所蔵『大中臣祓』や『中臣祓』春日社家大東家本所収「大中臣祓」にみえる。

神宮文庫所蔵『大中臣祓』

大中臣祓

再拝々々

今年乃其月乃其日乃今時於以^{テハラウトコロノヤ ヲヨロ(ツ)ノ}稜^ノ所八百万神達^ノ広前^ニ姓名申^テ恐^メ美々^ク美毛^ク申^テ久^ク為^シ供^ニ奉^ニ神事^ニ雖^シ
 致^シ精進^ニ乃誠^ニ於自^ニ従^ニ口^ニ口^ニテ眷属^ニ不信^ニ懈怠^ニ乃輩^ニ相交^ニ良^ク依^ニ恐^メ思^ヒ給^ニ以^テ大中臣祭文^ニ稜^ニ申^テ状^ニ乎^ク平^ク久^ク
 安^クケク^ク聞^ク食^ク申^テ稜^ニ辞^ニ

【『大中臣祓』(神宮文庫所蔵) 283~285頁】

『中臣祓』春日社家大東家本「大中臣祓」

再拝々々今年乃其月乃其日乃今時於以^{モツテハラヒトノヤ ヲヨロツノ}稜^ノ所八百万神達^ノ乃広前^ニ姓名申^テ恐^メ美^ク恐^メ美毛^ク申^テ久^ク為^シ供^ニ奉^ニ神事^ニ雖^シ
 致^シ精進^ニ乃誠^ニ於自^ニ従^ニ類^ニ付^ニ眷属^ニ不信^ニ懈怠^ニ乃輩^ニ相交^ニ良^ク依^ニ恐^メ思^ヒ給^ニ以^テ大中臣祭文^ニ稜^ニ申^テ状^ニ乎^ク平^ク久^ク
 安^ク久^ク聞^ク食^ク申^テ【中臣是延喜式第八】

【『中臣祓』春日社家大東家本「大中臣祓」 64頁】

神宮文庫所蔵『大中臣祓』は、享徳八年(1454)に讃岐国石川郷金光寺の賢圓が東常縁に伝授したものであり、「大中臣祓」が僧侶の間にも受容されたことがわかる。また、『中臣祓』春日社家大東家本は、近世初期の書写と思われるもので、春日社の社家である大東家に伝来したものである。これには種々の祓や諸大事が集成されており、なかには吉田神道の影響をうけたものもみえる。このような性格を持った『中臣祓』春日社家大東家本に「大中臣祓」がみえることから、近世初期には南都にも、それが伝わっていたことがわかる。

さらに、同様の祭文及びその原型と推定されるものが『中臣祓注抄』『中臣祓本』に、

中臣祓本

謹請、再拝々々、

今年乃其月乃其日乃今時以、祓所八百万神達乃広前ニ、【姓名可申】恐美恐美毛申左久、【詞依、事用之】
 依之以^ニ大中臣祭文^ニ祓清^ニ留^ニ状^ニ乎^ク、平^ク久^ク安^ク久^ク聞^ク食^ク申^テ、

【『中臣祓注抄』 36頁】

とみえ、『元長修祓記』には大中臣祭文ではなく、中臣祓についての祭文となっているが、

『元長修祓記』

謹請、再拝再拝、

今年其月其日今時以、^{コトシノソノツキノソノヒノ}祓^ノ久^ク八^ク百^ク万^ク神^ノ達^ノ広^ニ前^ニ、^{コトニハイタストイヘトモ}姓名^ノ、^ノ恐^メ々^ク申^テ左^ク久^ク、^ノ殊^ク雖^シ致^シ精^ニ進^ニ誠^ニ、^ノ自^ニ
 従^ニ類^ニ付^ニ眷^ニ属^ニ、^{フシ}不信^ニ懈^ニ怠^ニ、^ノ輩^ニ相^ニ交^ニ良^ク、^ノ依^ニ之^ニ中^ニ臣^ニ祭^ニ文^ニ以^テ祓^ニ清^ニ状^ニ、^ノ平^ク聞^ク食^ク申^テ、^ノ是^ニ中^ニ臣^ニ祭^ニ文^ニト^ニ云^ニ

【『元長修祓記』 112頁】

とある。これらは、“伊勢流”の祓に関わる伝書であり、【大中臣祓】の「祭文」や「大中臣祓」の祭文を遡ると、“伊勢流”の祓と関わる事が推定できる。

神宮文庫や『中臣祓』春日社家大東家本の「大中臣祓」の祭文と【大中臣祓】の「祭文」を比較すると、「姓名申」が「練行の諸衆」となり、「神事に供奉せんがために」が「東大寺上院二月堂において、二七ヶ日夜の間(14日間)、六時の行業を修せんが為に」と改められており、東大寺修二会のみ用いられるものとなっている。

以上のことから、【大中臣祓】の「祭文」部分の典拠、あるいは典拠そのものに、神宮文庫や『中臣祓』春日社家大東家本と同系統の「大中臣祓」が関わったであろうことが想定できる。

中臣祓諸本比較対照表

	系 統	あ	い	う
大中臣祓		皇親神漏岐神漏美乃御命	天盤座押放 ^知	雑々罪事 ^詠
『延喜式』「六月晦大祓 十二月准 ^レ 之」		皇親神漏岐神漏美乃命	天之磐座放	雑雑罪事 ^詠
『朝野群載』「中臣祭文」		皇親神漏岐神漏美乃御命	天乃磐戸 ^邊 押開 ^天	種々乃罪 ^{ヲハ}
『中臣祓注抄』中臣祓		皇親神呂岐神呂美命	天盤門押開	種々ノ罪事
『中臣祓注抄』中臣祓本	“伊勢流”	皇親神呂岐神呂美命	天磐戸押開	種々罪事 ^{ヲハ}
『氏経卿記録』常良本中臣祓	“伊勢流”	皇親神漏岐神漏美御命	天磐座押放天磐戸押開	種々罪事 ^ヲ
『祓品々秘書』中臣祓	“吉田流”	皇親神漏岐神漏美乃命	天磐座放 ^千	雑々乃罪事
『中臣祓』春日社家大東家本「大中臣祓」		皇親神漏岐神呂美乃命	天磐座押放 ^知	雑々乃罪事 ^詠
神宮文庫『大中臣祓』		皇親神漏伎神呂美乃命	天磐座押放 ^知	雑々罪事 ^ハ

	系 統	え	お	か
大中臣祓		舩解放 ^天	祓給 ^比 清給事 ^乎	左男鹿乃八乃耳 ^於 振立 ^天
『延喜式』「六月晦大祓 十二月准 ^レ 之」		舩解放 ^天	祓給 ^比 清給事 ^乎	なし
『朝野群載』「中臣祭文」		舩解放 ^天	祓給 ^比 清給事 ^ヲ	佐乎志加乃御耳 ^ヲ 振立 ^天
『中臣祓注抄』中臣祓		舩綱解放 ^天	祓申清申事	併樟麈八耳振立
『中臣祓注抄』中臣祓本	“伊勢流”	舩解放 ^天	祓給 ^比 清給 ^フ 事 ^ヲ	なし
『氏経卿記録』常良本中臣祓	“伊勢流”	舩綱解放 ^天	祓申清申事 ^於	なし
『祓品々秘書』中臣祓	“吉田流”	舩綱解放 ^知	祓賜伊清賜 ^登 申事 ^乃 由 ^於	左男鹿乃八 ^能 耳 ^於 振立 ^天
『中臣祓』春日社家大東家本「大中臣祓」		舩解放 ^天	祓給 ^比 清給 ^止	なし
神宮文庫『大中臣祓』		舩解放 ^天	祓給 ^比 清給 ^止	なし

※同一あるいは類似する系統に属すると思われるものに下線を付した。(G)

10 【大中臣祓】と「大中臣祓」の中臣祓本文

「大中臣祓」は、「祭文」・中臣祓・「追申」あるいは「退申」より構成され、この形式は『中臣祓注抄』にすでにみえている。「大中臣祓」は、このような祓の作法・詞章が定型化したものと考えている。「大中臣祓」と【大中臣祓】を比較すると、「祭文」には影響関係が認められるものの、後者には「追申」「退申」はなく、中臣祓には略祓が用いられている (G)。略祓には、中臣祓の全文のうち、重要であると考えられる箇所を抜き出して、全文をよんだのと同じ効験が得られるとするもの、祈願の目的に応じた部分を抜き出して特定の効験が得られるとするものがある。【大中臣祓】は前者に属すると思われるが、どのような典拠や法則に基づいて抜き出されたのかは明らかにし得ていない。また、同様の略し方をするものは、現在のところ確認できていない。

詞章・用字について、諸流の祓と比較したが、影響を受けた系統の特定はできない [上の対照表参照]。例えば、「皇親神漏岐神漏美乃御命」とあって、これは『朝野群載』「中臣祭文」や『氏経卿記録』「常良本」等と同じ形式であり [表一あ]、「雑々罪事」とある部分は、『朝野群載』「中臣祭文」以下、『中臣祓注抄』など“伊勢流”の諸本は「種々」としていて、「雑々」とするのは『延喜式』、「大中臣祓」、及び“吉田流”の『祓品々秘書』である [表一う]。また【大中臣祓】には「左男鹿の八の耳を振立て」の句を含んでいるが [表一か]、「伊勢流」ではこの部分をよまないことが口伝となっている。管見に触れた「大中臣祓」にも、この句がみえないことから、中臣祓の本文については「大中臣祓」との影響関係及び典拠を保留とせざるをえず、また【大中臣祓】の中臣祓の系統は、単一系統に特定することは困難であるといえる。

ただし、「大中臣祓」に記される中臣祓についても、諸本によって異同があり、未だ管見に及んでいないもののうちに【大中臣祓】と同じ特徴を持つ「大中臣祓」がある可能性はある。また、少々強引かもしれないが、単一系統に特定されないのは、中臣祓をより正確にするために、諸流の詞章を混ぜたためとも解釈できる。正確な詞は、確実に清浄をもたらす詞となるからである。それを簡潔に行えるように、省略した本文を作成したのであろう。

次に、他本にはみえない句として、結句の「如意宝珠の玉の御簾を上てきこしめせと申す」が挙げられ、この部分は仏教的な改変がみられる。しかし、祈願する対象は、「八百万の諸の神達」とあって、神祇に対してである。仏教的に改変されても、「八百万の諸の神達」の句が消えないのは、あくまでも【大中臣祓】が「神道というテキスト」の一面に位置することを示しているといえる。

まとめ 2

以上、第7節より第10節では、【大中臣祓】は、“会場加持・本尊迎請”にみられる密教の作法、五帝龍王や十二月将勸請にみえる陰陽道の影響、そして具体的には土公供や“伊勢流”の祓の系統を組む「大中臣祓」の影響をうけており、これらを典拠とすると考えた。土公供と「大中臣祓」に共通するのは「大中臣祭文」及び「大中臣祓」と題する中臣祓に関わる儀礼が用いられることである。「大中臣祭文」の名称は『二月堂咒師祓』にもみえており、すくなくとも「大中臣祭文」とよばれる儀礼を含む次第を典拠としているといえる。しかし、共通点を指摘した五帝龍王勸請の句と「祭文」の両方をもつ「大中臣祓」「大中臣祭文」は確認できていない²²。

【大中臣祓】が複合的であり、中臣祓を奏上するまでに異なった典拠が予想される多くの過程をふむのは、中臣祓の効験が発揮できる状況をつくりだし、清浄な心身と空間を確実につくり出すためであろう。これは、【大中臣祓】が東大寺修二会から穢れを排除することによって法会が成就することを、より確実なものとする機能を期待されているからである。このように様々な儀礼を典拠とすることができた背景には、寺院間の知と学問のネットワークが想定できよう。

むすび

中臣祓は神祇にはたらきかけることによって清浄をもたらす詞であり、「神道というテキスト世界」のうちでも重要な位置を占めるものであった。これには、様々な解釈や儀礼が行われたが、近世以前の祓作法の一端をうかがわせ、寺院法会で行われる現行儀礼としては【大中臣祓】がある。

【大中臣祓】では、中臣祓を用いて祓が行われ、その所作は除魔・結界の儀礼（方堅）であると解釈された。【大中臣祓】が行われるのは、二月堂と外部を結ぶ接点であり、法会の開始に先立って会場を清浄にし、魔が入り込まないように結界にする必要があったからである。そして、これを咒師が行うのは、魔を払い、会場を結界することにより、法会を無事成就させることを咒師が役割としたためである。【大中臣祓】の詞章からは、密教、陰陽道の影響がみられることや土公供や「大中臣祓」を典拠としていることが明らかになった。

22 『中臣祓注抄』は、第1「中臣祓」と題し、仏教的な注釈が付された中臣祓で、陰陽道の影響もみられるもの、第2に「大中臣祓祭文」と題して五帝龍王や十二月将等を列記し、第3に「中臣祓本」と題して祭文、中臣祓、「退申」の構造を持つ中臣祓を取めると考えられている〔宮地直一、1933。岡田莊司、1985a、48～50頁〕。しかし、「中臣祓本」の祭文に記された「以大中臣祭文」の句に注目するならば、「中臣祓本」以下も第2の「大中臣祓祭文」の一部であり、『中臣祓注抄』には「中臣祓」と「大中臣祓祭文」の二つが取められていると考えられる。よって、【大中臣祓】に記されたものと一致はしないものの『中臣祓注抄』の「大中臣祓祭文」は五帝龍王・十二月将勸請の句、祭文、中臣祓、退申の構成を持ち、五帝龍王勸請の句と「祭文」の両方をもつ「大中臣祓」「大中臣祭文」であると考えられることもできよう。このことについては、稿を改めて再考してみたい。

寺院あるいは仏教儀礼においても中臣祓が用いられたのは、それが、大祓詞から変わらずに清浄をもたらす詞であったからであり、清浄であること、清浄をもたらすことが、儀礼のうちで重要な位置を占めたからであると考えられる。大祓詞から中臣祓へ変化し、中臣祓が多様な本文・解釈をもち、陰陽師や僧侶が用いたのも、日本における宗教世界の中で、清浄であること、清浄をもたらすことが重要な位置を占めたからであろう。今後は、日本における宗教テキストのうちでの、大祓詞・中臣祓をはじめとする、清浄をもたらす詞、あるいは儀礼が占める位置を確認してゆく作業が必要であるとする。そして、祓を媒介とした宗教者と神祇との関わりも注目せられるべきであろう。

参考文献一覧

〈一次文献〉

- ・本文・註において、一次文献については、[文献名 出典頁] で示し、原本及びマイクロフィルムに従って翻刻した場合は文献名のみ示した。
- ・引用に際しては、私に字体等を改めた部分がある。
- ・割注は【 】で括って示した。
- ・下線は、筆者が私に付した。
- ・改行について／をもって示した場合もある。

- 『阿婆縛抄』『六字河臨法』（『大日本仏教全書』第58巻図像部8、鈴木学術財団、1971所収）
 『氏経卿記録』（『神道大系 古典註釈編8 中臣祓註釈』神道大系編纂会、1985所収、以下『中臣祓註釈』）
 『延喜式』『六月晦大祓 十二月准之』（『神道大系 古典編11 延喜式』上、神道大系編纂会、1991所収）
 『大中臣祓』（神宮文庫所蔵）神宮古典籍影印叢刊3『神宮儀式 中臣祓』（皇學館大學、1983所収）
 『覚禪鈔』『地天法』（『大日本仏教全書』第56巻図像部6、鈴木学術財団、1971所収）
 『加行之事』（松尾恒一「興福寺明治二十九年『加行之事』」『大倉山論集』第44輯、大倉精神文化研究所、1999所収）
 『今昔物語集』（新日本古典文学大系36『今昔物語集』4、岩波書店、1994所収）
 『元長修祓記』（『中臣祓註釈』所収）
 『興福寺縁起』（大谷大学図書館所蔵）（大橋直義「大谷大学図書館蔵『興福寺縁起』翻刻・略解題」『巡礼記研究』第4集、巡礼記研究会、2007所収）
 『常行三昧堂儀式』中（福原敏男『祭礼文化史の研究』法政大学出版局、1995所収）
 『諸社造（遷）宮方堅夜神事執行之次第』（能勢朝次『能楽源流考』岩波書店、1938所収）
 『成菩提集』『薬師』（『大正新修大藏經』（普及版）図像部第8巻、大正新修大藏經刊行会、1989所収）
 『多武峯絵図』（『大和の神々と美術一談山神社の名宝』奈良国立博物館、2004所収）
 『朝野群載』（「中臣祭文」、「地神供祭文」藤原忠実地神供祭文）（『新訂増補国史大系』第29巻上、吉川弘文館、1964所収）
 『長禄本 処世界日記』（横道万里雄「二月堂処世界日記注解—長禄本処世界日記」（『芸能の科学』3 芸能論考I、東京国立文化財研究所、1972所収）
 『東大寺諸伽藍略録』（『大日本仏教全書』第84巻寺誌部2、鈴木学術財団、1972所収）
 『土公祭文』（醍醐寺所蔵）（村山修一「わが国における地鎮及び宅鎮の儀礼・作法について」『修験・陰陽道と社寺史料』法蔵館、1997所収）
 『土公供作法』（真福寺大須文庫所蔵）（原本未見、国文学研究資料館マイクロフィルムにて閲覧）
 『土公通略祭文』（成田山仏教図書館所蔵『土公供ほか十冊』所収）
 『土公別表草案』（成田山仏教図書館所蔵『土公供ほか十冊』所収）
 『中臣祓』春日社家大東家本「大中臣祓」（『大祓詞註釈大成』上、内外書籍、1941所収）
 『中臣祓注抄』（『中臣祓註釈』所収）
 『奈良名所八重桜』（『日本名所風俗図会』9 奈良の巻、角川書店、1984所収）
 『二月堂修中練行衆日記』（『東大寺二月堂修二会の研究 史料篇』中央公論美術出版、1979所収）
 『二月堂縁起』（続々日本絵巻大成 伝記・縁起編6『東大寺大仏縁起 二月堂縁起』中央公論社、1994所収）
 『二月堂咒師祓』（拙稿「南都の寺院儀礼における中臣祓・東大寺修二会「大中臣祓」東大寺図書館蔵『二月堂咒師祓』『中臣大祓』の紹介に寄せて」（『神道研究集録』第20輯、國學院大學大学院神道学専攻学生会、2006所収）
 『祓品々秘書』「中臣祓」（『中臣祓註釈』所収）
 『仏説地神大陀羅尼經』（『日本庶民生活史料集成』第17巻、三一書房、1972所収）
 『方堅神祭秘文之巻』（天野文雄「近世の伊勢猿樂—新出資料にみるその動向」（『大阪大学文学部紀要』第33巻第2分冊、大阪大学文学部、1993所収）
 『紫式部日記』（新日本古典文学大系24『土佐日記 蜻蛉日記 紫式部日記 更級日記』岩波書店、1989所収）
 『要尊道場観』『供土公法』（『大正新修大藏經』第78巻、続諸宗部9、大正一切経刊行会、1932所収）

〈研究文献〉

- ・研究文献は〔著者名等、刊行年、頁〕の形で略記した。
 - ・下線・傍点は、筆者が私に付した。
 - ・初出年については、一覧の刊行年の後の（ ）内に示した。
- 阿部泰郎 2004a 「聖なる声—日本古代・中世の神仏の声と歌」(岩波講座宗教第5巻『言語と身体—聖なるものの場と媒体』岩波書店)
- 阿部泰郎 2004b 「「お水取り」のテキスト科学的考察試論—東大寺二月堂修二会のテキスト宇宙」(『SITES 統合テキスト科学研究』Vol. 2 No. 2、名古屋大学大学院文学研究科)
- 天野文雄 1995a(1983) 「翁猿楽の成立をめぐる諸問題」(『翁猿楽研究』和泉書院)
- 天野文雄 1995b(1985) 「翁猿楽の成立と方堅—呪師芸の継承」(『翁猿楽研究』)
- 天野文雄 1995c(1989) 「呪師座と猿楽座—法勝寺参勤三座をめぐる猿楽座形成試論」(『翁猿楽研究』)
- 網野善彦 1988 「高声と微音」(『ことばの文化史』中世1、平凡社)
- 伊藤聡・松尾恒一 2000 「國學院大學蔵『神道灌頂授与作法』解題」(『堯榮文庫研究紀要』第2号、親王院堯榮文庫)
- 上野誠 1989 「〈花祭〉と天狗伝承—招かれざる精霊たちの座」(『民俗芸能研究』第9号、民俗芸能学会)
- 大橋直義 2007 「大谷大学図書館蔵『興福寺縁起』翻刻・略解題」(『巡礼記研究』第4集)
- 大橋直義 2008 「興福寺西金堂縁起説の展開—治承回祿の前後」(『中世文学』第53号、中世文学会)
- 岩田勝 1983(1979~1980) 「五龍王から五人の王子へ」(『神楽源流考』名著出版)
- 岡田莊司 1985a 「解題」(『中臣祓註釈』)
- 岡田莊司 1985b 「私祈禱の成立—伊勢流祓の形成過程」(『神道宗教』118、神道宗教学会)
- 岡田莊司 1989 「中臣祓信仰について」(『神道古典研究』会報10号、神道大系編纂会)
- 岡田米夫 1962 「大祓詞から中臣祓詞への變化」(『山田孝雄追憶史学語学論集』宝文館)
- 岸本眞実 1997 「『奈良名所八重桜』版本考」(『ビブリア』No. 108、天理大学出版部)
- 北河原公海 1964 『東大寺二月堂 お水取行法記』(琴亭文庫)
- 木下密運・兼康保明 1976 「地鎮めの祭り—特に東密の土公供作法について」(柴田實先生古稀記念『日本文化史論叢』柴田實先生古稀記念会)
- 木下密運 1984 「呪術資料にみる密教の庶民化」(『密教美術大観』第4巻、朝日新聞社)
- 五来重 1979 「修正会修二会と呪師」(『講座 日本の民俗宗教』6、弘文堂)
- 佐藤道子 2002a(1978) 「呪術から芸能へ—能・狂言の母胎」(『悔過会と芸能』法藏館)
- 佐藤道子 2002b(1989) 「東大寺修二会の伝承基盤—伝統芸能の保存組織のあり方の研究」(『悔過会と芸能』)
- 佐藤道子 2002c(1991) 「達陀の道」(『悔過会と芸能』)
- 佐藤道子 1975 芸能の科学6 芸能調査録I 『東大寺修二会の構成と所作』上、平凡社
- 佐藤道子 1977 芸能の科学7 芸能調査録II 『東大寺修二会の構成と所作』中、平凡社
- 佐藤道子 1980 芸能の科学12 芸能調査録III 『東大寺修二会の構成と所作』下、平凡社
- 佐藤道子 1982 芸能の科学13 芸能調査録IV 『東大寺修二会の構成と所作』別巻、平凡社
- 鈴木正崇 1982 「東大寺修二会の儀礼空間」(『民族学研究』47巻1号、日本民族学会)
- 鈴木正崇 1989 「修正会」(岩波講座東洋思想第15巻『日本思想』1、岩波書店)
- 鈴木正崇 2000 「追儺の系譜—鬼の変容めぐって」(『鬼と芸能—東アジアの演劇形成』森話社)
- 大東敬明(拙稿) 2006 「蓮華院寅清の諸活動—東大寺二月堂修二会「中臣祓」研究の一助として」(『神道と日本文化』第3号、國學院大學21世紀COEプログラム)
- 大東敬明(拙稿) 2008 「東大寺二月堂修二会「中臣祓」の典拠と構成—南都寺院における中臣祓の一例として」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第142集、国立歴史民俗博物館)
- 高橋悠介 2007 「大谷大学図書館蔵『興福寺縁起』追記録の薪猿楽関係記事について」(『巡礼記研究』第4集)
- 筒井寛秀 2006 『誰も知らない東大寺』小学館
- ならら 2006 「東大寺二月堂修二会にまつわる神事」(月刊大和路『ならら』第9巻2号、地域情報ネットワーク)
- 西瀬英紀 1982 「薬師寺修二会の存続基盤」(『芸能史研究』76号、芸能史研究会)
- 西田長男 1977 「中臣稭 中臣稭抄 解題」(吉田叢書 第4編『中臣稭・中臣稭抄』叢文社)
- 能勢朝次 1938 『能楽源流考』岩波書店
- 橋本裕之 1997(1991) 「王の舞の解釈学」(『王の舞の民俗学的研究』ひつじ書房)
- 速水侑 1987 塙新書63 『呪術宗教の世界—密教修法の歴史』(塙書房)
- 平岡定海 1980 『東大寺辞典』東京堂出版
- 星野紘 1996(1991) 「反問と禹歩—反問の足運びについての試論」(『歌垣と反問の民族誌』創樹社)
- 堀池春峰 2004 『東大寺史へのいざない』昭和堂
- 松尾恒一 1990 「六勝寺、修正会儀礼の構造—饗宴・呪師・天皇」(『日本民俗学』184号、日本民俗学)
- 松尾恒一 1996 「発表要旨・南都慈恵会加行における神仏習合の儀礼」(『院友神職会会報』32号、國學院大學院友学術振興会)
- 松尾恒一 1997 「仏会と縁起の管理、小考—東寺灌頂、興福寺維摩会、東大寺修二会」(『仁和寺文化圏と守覚法親王に関する文献学的研究』平成8年度科学研究費補助金(基盤研究(AI))研究成果報告、研究代表者 阿部泰郎)
- 松尾恒一 1998 「東大寺修二会別火行における結果の構造」(『國學院雑誌』第99巻11号、國學院大學)
- 松尾恒一 1999 「興福寺蔵明治二十九年『加行之事』」(『大倉山論集』第44輯、大倉精神文化研究所)
- 松尾恒一 2000 「御幣にみる南都の神仏習合世界」(『自然と文化』63号、日本ナショナルトラスト)

- 松尾恒一 2004 「院政期法会論 院御願寺修正会をめぐって」院政期文化論集4 『宗教と表象』森話社
- 松尾恒一 2006a 「修正会・修二会を読み解く—王権と民俗」（『儀礼を読みとく』総研大日本歴史研究専攻・国立歴史民俗博物館）
- 松尾恒一 2006b 「南都寺院の諸儀礼と芸能—世阿弥以前の身体を考える」（『中世文学研究は日本文化を解明できるか』笠間書院）
- 松尾恒一 2008 「共同研究の経過と概要」（[共同研究] 宗教者の身体と社会）（『国立歴史民俗博物館研究報告』第142集）
- 松村和歌子 2008 「資料紹介 平安・鎌倉期春日社の清祓史料『永仁四年中臣祐春記』『廻廊諸門清祓勘例』を中心に」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第142集）
- 三崎良周 1992(1955) 「中世神祇思想の一側面」（『密教と神祇思想』創文社）
- 宮地直一 1933 『中臣祓注解』神宮文庫
- 宮地直一 1934 『三國最上之祓の研究』明治書院
- 守屋弘斎・佐藤道子ほか 1996(1985) 「二月堂修二会行事次第」（『東大寺お水取り 二月堂修二会の記録と研究』普及版、小学館）
- 八木意知男 1990 「特殊歩行の儀—反問と禹歩」（『神道史研究』第38巻1号、神道史学会）
- 山本ひろ子 1998 「使霊たちの世界—中世叡山の十二神将をめぐって」（『日本の美術』No. 381、至文堂）
- 横道万里雄 1972 「二月堂処世界日記注解—長祿本処世界日記」（『芸能の科学』3 芸能論考1、平凡社）
- 渡部真弓 1991(1989) 「中臣祓と日本仏教」（『神道と日本仏教』ペリかん社）
- 「東大寺二月堂修二会行事次第」1979（『東大寺二月堂修二会の研究 研究篇』中央公論美術出版）

付 記

本稿は、発表時に用いたフルペーパーに、拙稿「南都の寺院儀礼における中臣祓・東大寺修二会「大中臣祓」東大寺図書館蔵『二月堂咒師祓』『中臣大祓』の紹介に寄せて」（『神道研究集録』第20輯、國學院大學大学院神道学専攻学生会、2006）及び発表に対するご教示やコメントをもとに大幅な加筆と修正を行ったものである。ご教示、コメントを頂いた諸先生及び、発表準備段階において、ご教示、コメントを頂いた國學院大學研究開発推進機構の先生方に御礼申し上げます。また、東大寺修二会調査（平成20年の調査は、平成19年度 院友神職会研究費奨学資金（COE プログラム後継事業）の調査）に際しては東大寺より様々なご配慮を賜り、真福寺宝生院（大須観音）、成田山仏教図書館より資料掲載許可を頂いた。末筆ながら記して御礼申し上げます。